

議案第9号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月28日提出

佐倉市長 西田三十五

佐倉市条例第 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和34年佐倉市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「100分の212.5」を「100分の222.5」に、「100分の145.05」を「100分の151.85」に、「100分の95.15」を「100分の98.15」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の表中「100分の222.5」を「100分の217.5」に、「100分の151.85」を「100分の148.45」に、「100分の98.15」を「100分の96.65」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。